

### 環境・まちづくり

#### 空き地の現地調査

「四條畷市生活環境の保全等に関する条例」では、空き地の所有者等に対して適正な管理を求めています。近年空き地に関連する相談が、市に多く寄せられています。雑草を放置すると病害虫の発生やごみの不法投棄、交通の妨げ、たばこのポイ捨てなどに伴う火災の発生などの原因になり、周辺住民の生活環境を損なう可能性も…。こうした状況を防ぐため、毎年6月中旬から空き地の現地調査を行い、雑草が繁茂している、草木が道路にはみ出て交通上の支障をきたしている場合には、所有者に適正管理を促すため、文書で通知しています。協力をお願いします。

問合せ 生活環境課

#### 検定満期に伴う水道メーター取り替え

水道メーターは、計量法により定められた期間(8年)ごとの交換が義務づけられています。メーターの取り替えは、事前にはがきを送付し、記載している期間内に四條畷水道センターが委託した業者が無料で行いますので次の点に協力してください。

- 10分程度断水して作業を行います。
- メーターボックスや止水栓の上に物を置いていると作業ができませんので、移動をお願いします。
- メーター取り替え後、最初に水を使用するときは、空気の混ざった水や濁った水が出る場合があります。蛇口をゆっくり開け、しばらく水を出してください。

問合せ 四條畷水道センター 総務課

詳しくはこちら



#### 家庭食用油の廃油回収

雨天決行

廃油の有効利用や下水処理への悪影響を防ぐなど、環境保全に努めるため廃油を回収。フードドライブも同時開催(グリーンホール田原・市役所本館)。

日時 6月11日(火)

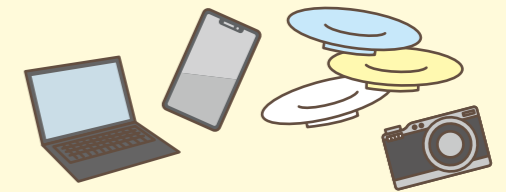
①13時~14時 ②14時~15時

場所 ①府宮清滝住宅・グリーンホール田原 ②市役所 本館東玄関前  
備考 合成洗剤や自動車オイルの容器などは使用不可。営業用の廃油は回収不可。今年度から雁屋公民館での回収はなし。

問合せ 消費生活友の会 事務局(消費生活センター内)



## 家庭にあるもの、リサイクルしませんか？



3つのリサイクルイベントを同時開催！

日時 6月26日(水) 10時~12時 場所 部屋中継所(部屋新町8番26号) 問合せ 生活環境課

#### ●食器市

家庭にある未使用・数回しか使っていない陶磁器製・ガラス製の食器を引き取ります。気に入った食器を持ち帰ることも可能(袋は持参)。

注意

- ・ガラス製と陶磁器製を分けて洗ってから持参すること
- ・その場でスタッフが検品し、破損・汚れなどがあり回収できないものは持ち帰ってもらう場合あり
- ・業務用のもの、金属・プラスチック・木製の食器、土鍋などの調理器具、灰皿・花瓶・置き物など食器以外のは回収不可

#### ●フードドライブ

家庭にある食品を持ち寄り、必要とする施設や団体に寄附します。未開封の1か月以上賞味期限が残っている常温保存可能なものを寄附してください。

対象品目

お米(白米・玄米)、乾麺、乾物類、調味料、インスタント食品(カップラーメン・スープなど)、レトルト食品、粉ミルク、ベビーフード、菓子類、飲料(アルコールは不可)



#### ●家庭にある小型家電の回収 **無料**

対象品目

携帯電話・PHS、パソコン本体・ノートパソコン、デジタルカメラ・ビデオカメラ、ゲーム機器、電子辞書・電子手帳、ラジオ、ビデオ・DVDプレーヤー、オーディオ機器、ワープロ、電子時計、食器洗い乾燥機、食器乾燥機、電子ジャー、炊飯器、電気ストーブ、扇風機、電気掃除機、電子レンジ、ファンヒーター、プリンター、電動ミシン、冷風機、冷風扇  
※外箱・包装・乾電池・バッテリーは回収不可  
※個人情報必ず消去(データの返却は不可)

## 所有者のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助

問合せ 生活環境課

良好な生活環境を保全するため、所有者のいない猫に不妊・去勢手術を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象 次のすべてを満たす団体

- 別世帯の満18歳以上の者3人以上で構成されている
- 市内に住民登録がある人を1人以上含む
- 交付申請日において構成員に四條畷市税等の滞納がない

補助額 1頭につきメス10,000円、オス7,000円が上限。手術済みの猫には必ず耳カットを行ってください。

申請 窓口(申請書は生活環境課・田原支所・市ホームページ上で配布)

<注意>

- ・予算に限りがあるため、年度途中で受け付けを締め切る場合あり。
- ・不妊去勢手術および捕獲活動等に関して生じた事故などについて、市は一切責任を負いません。
- ・同一の猫に対し、ほかの補助金などの併用はできません。

詳細・申請書



## 令和5年度 主な水質検査結果

大阪広域水道企業団四條畷水道センターでは、安全でより良質な水道水が供給できるように、水質検査を行っています。水道水は、厚生労働省の定めた基準を満たしており、安心して利用できます。

項目	基準	大阪広域水道企業団水系	
		給水栓	給水栓
一般細菌	集落数100個/mL以下	集落数0個/mL	集落数0個/mL
大腸菌	検出されない	検出せず	検出せず
塩化物イオン	200mg/L以下	16.1mg/L	16.1mg/L
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/L以下	0.8mg/L	0.8mg/L
pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6
味	異常でない	異常なし	異常なし
臭気	異常でない	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満	0.1度未満

※水質基準51項目など毎月の水質検査結果は、大阪広域水道企業団ホームページ・四條畷水道センター窓口で閲覧可

詳しくはこちら



問合せ 四條畷水道センター工務課 ☎072(876)7402